

# 「京都スタートアップ起業・経営人材誘致・発掘事業」 企画・運営業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

「京都スタートアップ起業・経営人材誘致・発掘事業」企画・運営業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 3 事業の趣旨及び目的

京都においてスタートアップの創出・成長やイノベーション創発を加速させるためには、「人・企業・資金」を継続的に京都に呼び込み、好循環を生み出すスタートアップ・エコシステムを充実させる必要がある。

京都の現状においては、技術系の人材は多いものの、有望な研究シーズを事業化し、企業経営や財務運営を行う、いわゆるCEO（最高経営責任者）やCOO（最高執行責任者）、CFO（最高財務責任者）といった経営者の候補人材（以下、経営人材）が少ないことが課題となっている。

このため本市では、令和7年7月に経営人材の発掘及び育成、京都の大学研究者や大学発ベンチャー、スタートアップ等との交流を目的とした「Kyoto Next Cx0 Community※」を創設し、研究シーズの事業化や新たなスタートアップの創業を目指している。

本事業では、経営人材の誘致・発掘や、発掘した経営人材と事業化を目指す京都の大学研究者等との交流を目的とするイベントの開催、経営人材へ事業化のサポート等を通じて、優秀な人材等を京都へ呼び込み、スタートアップの創業や成長につなげる。

※Kyoto Next Cx0 Communityについて

### ○ 目的

令和7年7月開設。本市において、Cx0人材の発掘及び育成、京都の大学研究者や大学発ベンチャー、スタートアップ等との交流を目的とした会員制のコミュニティを立ち上げ、Cx0が京都で活動するための場所や機会を提供することで、京都におけるスタートアップ・エコシステムの充実を図る。

### ○ 会員種別

通常会員：京都でスタートアップの創業又は経営への参画を検討中の社会人（招待制）

ユース会員：将来京都のスタートアップで働きたい大学生・若手社会人（登録制）

### ○ 主な活動内容

- ・ 研究シーズやスタートアップの経営に関する勉強会
- ・ 京都の大学研究者とのマッチング など

### ○ 会員数

通常会員91名、ユース会員50名（令和8年2月16日現在）

### ○ 設置・運営

京都市

公益財団法人京都高度技術研究所

## 4 委託内容

本業務は、上記3（目的）の達成のため、次に掲げる事項を実施するものとする。事業の趣旨・目的を実現するために追加すべき取組がある場合は、積極的に提案するとともに、本市と協議のうえ、必要に応じて実施するものとする。

### （1）実施内容

#### ア Kyoto Next Cx0 Community 新規入会説明会（東京3回、京都1回）

- ・企画・スケジュールの作成
- ・会場の選定、予約、使用料の支払い
- ・参加希望者の発掘、募集、広報
- ・当日の会場設営、運営（必要な資材等の調達、受付、会場整理など）

#### イ 「Kyoto Next Cx0 Community」の新規入会者の発掘

- ・首都圏等のビジネススクールへの訪問、全国の人材イベントやスタートアップ・カンファレンス等での告知・営業を通じた新規入会者の発掘
- ・発掘した人材への個別面談の実施、入会可否の判断

#### ウ 「Kyoto Next Cx0 Community」活動サポート

- ・令和8年度に新たに入会した会員からの個別相談対応
- ・競争資金獲得サポート
- ・月に1回程度開催するコミュニティ内のオンラインイベントに関して、テーマにふさわしい登壇者の提案

### （2）実施内容に係る留意事項

業務内容の検討にあたっては、京都の大学発研究シーズの事業化、大学発スタートアップ等の創出・成長につながる内容について提案すること。

#### ア Kyoto Next Cx0 Community 新規入会説明会

- ・入会説明会（4回開催）は、それぞれ別日とすること。
- ・1回当たりの目標参加人数は、大学の研究シーズを使った起業に取り組みたい方（支援者としての立場での参画希望者を除く）20名程度とすること。
- ・本事業は、新たな経営人材候補の発掘を目的としているため、「Kyoto Next Cx0 Community」の既存会員を、参加目標人数に含めないこととする。
- ・各回で実施する内容は、本事業の趣旨・目的を踏まえ提案し、本市と調整のうえ決定すること。新規入会者の発掘やその後の京都の研究者等とのマッチングの可能性や継続性を高める工夫・内容について提案すること。

＜想定＞

- 参加者：新規入会希望者（大学の研究シーズを使った起業に取り組みたい方）
- 登壇者：大学研究者、大学発スタートアップ等
- 内容
  - ・京都の有望な大学研究シーズの発表
  - ・京都の大学発スタートアップ等によるピッチ
  - ・交流会 等

#### イ 「Kyoto Next Cx0 Community」の新規入会者の発掘

- ・入会した会員の個人情報は、本市が管理し、本市の指示がない限り、直接会員への連絡を行わないこと。
- ・事業者経由の新規入会目標人数は、50名とする。
- ・本コミュニティは招待制のため、入会希望者に対し事前の面談を行うこと。とりわけ起業を志望しているかどうかについては、必ず確認すること。

#### ウ 「Kyoto Next Cx0 Community」活動サポート

- ・事業計画のブラッシュアップなど、令和8年度に新たに入会した会員からの個別相談（月10時間程度）に対応すること。
- ・民間のコンペや国等の補助金など、競争資金獲得に向けた実践的な勉強会を行うこと。
- ・オンラインイベントについては、令和8年4月から令和9年3月まで、原則、毎月開催する。
- ・オンラインイベントは、本市からの要請に基づき、テーマにふさわしい登壇者を提案すること。なお、登壇者の謝礼は委託料には含めないものとする。
- ・その他、既存会員のサポートについて、自由に提案すること。

### （3）実施期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### （4）業務実施報告

本業務終了後、令和9年3月31日までに、報告書を提出すること。報告書作成にあたっては、本業務結果の分析内容を踏まえたものとともに、チラシ等、本業務の推進にあたって作成した成果物を添付すること。

## 5 成果物

業務終了後の提出書類は以下のとおりとし、紙資料については原本のほか、副本2部、電子データは本市が指定する記録媒体に収録して提出する。

- (1) 実績報告書
- (2) イベント参加者リスト
- (3) 収支決算書

※ 報告書には、実施概要、事業効果、課題とその対策を記載すること。なお、実施概要及び効果は、可能な限り定量的に記載すること。

- (4) 本業務で取得、利用又は作成した資料
- (5) その他、本市が指示するもの

※ 報告書等の作成に利用した各種資料については、電子データにて提出すること。

※ 電子データはMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point、Adobe Acrobatを基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市と協議を行うこと。

## 6 契約要件

### （1）契約の形態

委託業務

## (2) 委託金額の上限

14,300千円（消費税及び地方消費税込）

## (3) 支払い

受託者からの請求により支払い、原則精算払いとする。

## 7 その他留意事項

- (1) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (2) 契約締結後、当該委託業務の全部または主たる業務の一部を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、別で定める様式により、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (3) 委託業務の開始から終了までの間、業務の円滑な実施のために、月に1回以上、本市と連絡調整を行うとともに、毎月、実施状況を書面等により、本市へ報告すること。
- (4) 当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。  
なお、進捗状況が思わしくない場合等、本市が事業実施方法や業務実施計画の見直しを求める場合には、対応すること。
- (5) 共同事業体で本業務を実施する場合は、同事業体の構成員の中から代表者を選定し、本市の窓口となるとともに、共同事業体内の正確な意思伝達を行うこと。
- (6) 受託者は本業務について秘密を守り、本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報（以下「情報」という。）は、本業務の履行以外に使用してはならない。また、情報は許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (7) 本委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (8) 本業務を通じて著作権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。本業務により生じた成果物の著作権については、本市に帰属させるものとする。
- (9) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (10) 本業務により生じた収入については、本市が収入するものとする。
- (11) 受託者は、本業務に係る監査が行われる場合は、協力すること。